

## 資料 弁護士・弁護士会の活動を中心に

弁護士 宮田 桂子

今回のテーマは「民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等」ということであり、弁護士・弁護士会は民間セクターであることから、弁護士会の相談の活動、入口支援、出口支援の活動及び弁護士会と連携して活動している社会福祉士、精神保健福祉士の活動について説明します。

なお、東京には3つの弁護士会があり、それぞれが窓口を設けているものもありますし、多摩地区について、3弁護士会多摩支部が窓口を開いているものもあります。

### 1 子どもに関する活動

子どもたちへの相談や啓発等は、子ども達の非行防止等に役立ち、また、被害を受けている子ども達を早期に救出することにもつながり得る。

#### (1)子どもの法律相談

弁護士会は、子どもからの電話相談（さらに面会相談や法的手続きにもつながる場合がある）の窓口である「子どもの人権 110 番」（二弁は「キッズひまわりホットライン」の名称）を設けています。相談内容は、虐待や親の離婚等の家族内の問題、いじめや体罰、退学処分などの学校との問題、非行問題等、多岐にわたります。

虐待への対応、事案次第によっては、家庭裁判所に対して、親の親権停止や取消の申立をすること等もあります。また、離婚手続きでの子どもの手続き代理人や、未成年後見人の選任のお手伝いもしています。非行をして少年事件となった場合には、弁護人が付添人として、健全育成のために関わっていくことがあります。非行を行い、逮捕・勾留された場合、少年鑑別所に送致された場合には、後述の当番弁護士の窓口での対応が中心になります。

東京弁護士会

<https://www.toben.or.jp/bengoshi/center/tel/children.html>

第一東京弁護士会

<http://www.ichiben.or.jp/soudan/trouble/kodomo/kodomo3.html>

第二東京弁護士会

<https://niben.jp/or/kodomo/>

東京3弁護士会多摩支部（水曜日14～19時）

<http://www.tama-b.com/advice/reservation/>

## (2)いじめに関連した弁護士会の取組

東京の3つの弁護士会では、弁護士が小学校から高校までの出張授業として、「いじめ予防授業」「いじめ防止授業」を実施しています。いじめは、いじめられる子どもだけでなく、いじめる子ども、傍観する子どもの心に傷を残すものであり、その予防を図ることは重要なことだと考えます。小中学生を対象にしていることが多いので、都立の学校というよりは区・市立の学校での実施が中心ですが、東京都にもご認識、活用いただけるとありがたいと思います。

東京弁護士会「いじめ予防授業」

[https://www.toben.or.jp/know/iinkai/children/houkyouiku/post\\_14.html](https://www.toben.or.jp/know/iinkai/children/houkyouiku/post_14.html)

第一東京弁護士会「いじめ防止授業」

<http://www.ichiben.or.jp/manabu/ijime.html>

第二東京弁護士会「いじめ予防授業」

<https://niben.jp/service/jichitai-kyoiku/jichitai/10.html>

東京3弁護士会多摩支部「いじめ予防授業」

[http://www.tama-b.com/law\\_education/ijimeyobou/](http://www.tama-b.com/law_education/ijimeyobou/)

## (3)法教育に関する弁護士会の取組

弁護士会では、いじめを防ぐための授業だけでなく、憲法、消費者教育、模擬裁判（とくに市民が参加する裁判員裁判）、裁判傍聴の解説などを行っています。法律のしくみ、社会のしくみを学ぶことで非行を防止し、また、被害者となることを防止する知識を子どもたちに持ってもらうことが可能になるかと思えます。

東京弁護士会「法、司法制度を学ぶ」

<https://www.toben.or.jp/manabu/>

第一東京弁護士会

<http://www.ichiben.or.jp/manabu/>

第二東京弁護士会

<https://niben.jp/faq/education/>

東京3弁護士会多摩支部

[http://www.tama-b.com/law\\_education/](http://www.tama-b.com/law_education/)

また、東京弁護士会の法教育のプログラムには「少年事件と少年非行を学ぶ」というものもあります。少年非行の背景、どのような処遇がなされるかなど、少年の更生に向けた取組などについても講義内容としています。

[https://www.toben.or.jp/know/iinkai/children/houkyouiku/post\\_12.html](https://www.toben.or.jp/know/iinkai/children/houkyouiku/post_12.html)

## 2 高齢者・障害者に対する相談

東京の3つの弁護士会は、それぞれ高齢者、障害者に対する相談窓口を開いています。高齢者、障害者が社会で孤立することで、犯罪にいたり、あるいは詐欺にあうなどの犯罪被害が生じたりしています。3つの弁護士会では、それぞれ、高齢者・障害者の相談窓口を置いており、虐待等の被害を受けているときの対応、入院している精神障害者の退院請求（入院したことへの不満が親族との不和や社会への不適応を招くこともあり、治療に納得いただくためにも、退院請求をして、退院できないのであればその理由を明確にし、本人に説明することが大切です）、介護をめぐる契約の問題、契約の能力や財産管理の能力がとぼしいときの後見人選任の問題等に対応可能です。

東京弁護士会 オアシス

<https://www.toben.or.jp/bengoshi/center/madoguchi/oasis.html>

第一東京弁護士会 成年後見センター「しんらい」

<http://www.ichiben.or.jp/soudan/trouble/koureisya.html>

第二東京弁護士会 ゆとり一な

<https://www.horitsu-sodan.jp/soudan/yutorina.html>

東京3弁護士会多摩支部 高齢者・障害者法律相談

<http://www.tama-b.com/advice/reservation/>

## 3 刑事裁判での社会復帰支援

### (1) 弁護人の受任体制

弁護士会では、「当番弁護士制度」を設けており、逮捕された人に対して、1回の面会は無料で、面会を依頼した人が望めば、資力が乏しい人に対しては、①逮捕から勾留までの間、弁護士会で積み立てた基金で費用を支弁する「被疑者弁護援助制度」を利用して弁護人となる ②①の場合、あるいは勾留された後に国選弁護人となる という形で支援をしています。もちろん、当番弁護士を私選弁護人（本人や親族等がお金を払って、委任契約に基づいて弁護を依頼する）に選任することも可能です。

当番弁護士センターは、3つの弁護士会が共同して運営しています。このときに、障害、高齢、少年等であることがわかれば、それに対応できる弁護士が面会に行くことも可能です。

当番弁護士センター 電話：03-3580-0082

弁護士会では、障害者、高齢者といった福祉的支援が必要な人たちに対して、裁判所が国選弁護人を選任する際に使えるよう「SH名簿」を作成しています。名簿に登載された弁護士は、福祉的支援について研修を受け

て希望をした者です。

また、3つの弁護士会では、共同して、弁護の対象となっている被疑者・被告人に障害がある可能性はないかどうか気づけるように、また適切な弁護が可能であるように、「障害者弁護マニュアル」を作成し、当番弁護士全員の持つ「当番弁護士マニュアル」に「障害者等の弁護について」という解説ページを設けています。

東京地方検察庁が福祉連携を行うのは、検察官が不起訴相当（裁判にする必要がない）と考えた被疑者に対して、検察官が福祉支援の必要があると考えた事件であり、検察官が障害等の福祉の必要性に気づかなかった事件、福祉が必要ないと考えた事件、正式な裁判になった事件については、弁護人の活動で福祉につなげていくことが必要不可欠なのです。

被疑者の中には、自分に障害があると気づいていない人も多く、福祉の受け方がわからない、福祉事務所に行ったが冷たい対応をされて二度と行きたいと思えないでいる等といった人たちがおり、弁護人が障害があること、福祉支援の必要があることに気づくことは非常に重要です。

## (2) 弁護活動と福祉連携

弁護士は障害や福祉の専門家ではありません。3つの弁護士会は、東京社会福祉士会、東京都精神保健福祉士協会と連携し、弁護人が福祉への架橋が必要であると考えた場合に、弁護士会を通じて両会への依頼をし（なお、精神保健福祉士協会には精神障害の案件を社会福祉士会と1：1の割合で配点。知的障害等については社会福祉士会へ）、両会で研修を受けて司法福祉に関する知識を持つ社会福祉士、精神保健福祉士の紹介をいただいています。知的障害、発達障害、精神障害、認知症、依存症等の様々な障害をもつ人や、ホームレス状態で福祉とのつながりを持てなかった人など、様々な人の福祉ニーズに応えようとしています。

弁護士と福祉職が被疑者・被告人に面会し、福祉的支援についての本人の同意のもとで、福祉職が面会を重ね、「更生支援計画」という、障害等の問題点の見立てやそれに対応する具体的な支援策等を記載した書面を作成し、その計画書を裁判で調べてもらうか、計画について福祉職に裁判所で証言していただき、裁判所の判断の資料としてももらいます。このような計画は、その後の福祉行政や、刑務所、保護観察所とも共有して支援に役立てることが可能です。

対応いただいている東京社会福祉士会、精神保健福祉士協会のほうでは、いずれも「司法福祉委員会」という委員会があり、ここが主催して各専門職に対しての研修会を実施し、更生支援計画作成に関するケース報告を

行うなどして活動のブラッシュアップを図っています。また、この委員会で、個別の活動に対する相談も受けています。さらに東京社会福祉士会では、判決後支援の活動にも取り組んでいます。

### (3)任意のグループによる支援

また、弁護士が福祉職等と組み、任意に作ったグループで、このような支援につなげる活動をしている例もあります。

東京TSネット <https://tokyo-ts.net/about>

福祉側の入口支援に関する任意のグループの活動として、東京社会福祉士会の司法福祉委員会のメンバーが在籍している一般社団法人早稲田すばいくが、犯罪を含めた生きづらさに対する電話相談窓口（夜は携帯電話を使って24時間対応）をしており、必要な場合には同行支援も行っています。

早稲田すばいく 電話相談

<https://www.waseda-spike.jp/wp/category/%e9%9b%bb%e8%a9%b1%e7%9b%b8%e8%ab%87/>

### (4)薬物事件など依存性に起因する犯罪

覚せい剤事犯や麻薬取締法事犯については、本人の自覚のなさに起因するものとされてきましたが、現在では、依存症という病気であることが明らかになっています。また、繰り返される万引きには、依存症と考えられるものも少なくありませんし、犯罪の原因にアルコール依存やギャンブル依存がある場合もあります。

弁護士は、上記の福祉職との連携で薬物依存等に対応することもありますし、弁護人が個別に、被疑者・被告人に対して自助グループ（薬物であればDARCなど）、支援団体であるジャパンマック等の活動を紹介し、近くの自助グループに連絡をして被疑者・被告人に手紙を書かせ、そこの方に面会をしていただくといった活動や、薬物事件については、NPO 法人 APARI の司法支援プログラムを利用して、保釈中に病院や DARC 等での治療やカウンセリングを行い、判決の後の支援を同法人にお願いする活動をし、あるいは、弁護人が知っている治療機関を被疑者・被告人に紹介して、場合によっては保釈中から入院・通院して治療を受けさせることもありますし、ジャパンマックや DARC 等の支援のもと、帰住先を調整することもあります（家族がいても、家族の存在によって依存を強めているような場合には、家族のもとに帰宅させないほうが良いと考えられます）。

APARI について <https://apari.or.jp/>

薬物事件などの、依存症の問題を抱えた人の事件については、弁護士が判決の後に関わることが増えてきています。とくに、治療につなげる場合には、弁護士が生活保護等の問題に関わる必要も少なくありません。弁護人が身元保証人になり、そこまでしなくても、刑務所にいる間文通をし、刑務所から任意調整として相談を受ける場合がありますし、刑務所だけでなく保護観察所とも連携する場合があります。私も、被告人に出所後の入院を決めさせ、刑務所での身元保証人となり、さらに入院手続きに際しては、東京保護観察所から担当保護司に指定していただき、入院場所に連れて行き、面会をするなどした事件がありました。

#### 4 弁護士と出口支援

上記 3(4)の最後に記載したものには限りませんが、出口支援についても弁護士がかかわることがあります。まだ弁護士会としての組織的な対応体制はできていませんが、弁護士がかつて弁護した人に対する支援を行っている例はあります。ただし、これは多くの場合手弁当の活動です。

兵庫県弁護士会、愛知県弁護士会は、弁護士会で活動の実費を支出して、弁護士が不起訴処分後、裁判後、受刑後の支援をする活動を行っています。現在東京でもこのような活動について構築する準備中で、都内の刑事施設等に対するリサーチ等を行っています。

東京では、二弁がいち早く、福祉支援を行った国選弁護人等に対して、弁護人としての活動中ばかりでなく、刑務所若しくは少年院からの出所の段階における環境調整、社会福祉士等の面会への同行その他の福祉的支援に積極的に関与した場合に、援助金を支出する制度を策定しました。

なお、弁護士よりも、福祉職の方のほうが適切に出口支援に関われるケースも多く、上記 3(2)に記載したとおり、現在、資金援助の手当がないまま、社会福祉士等が更生支援計画を作るなどして関わった受刑者について、出口支援に関わっておられます。